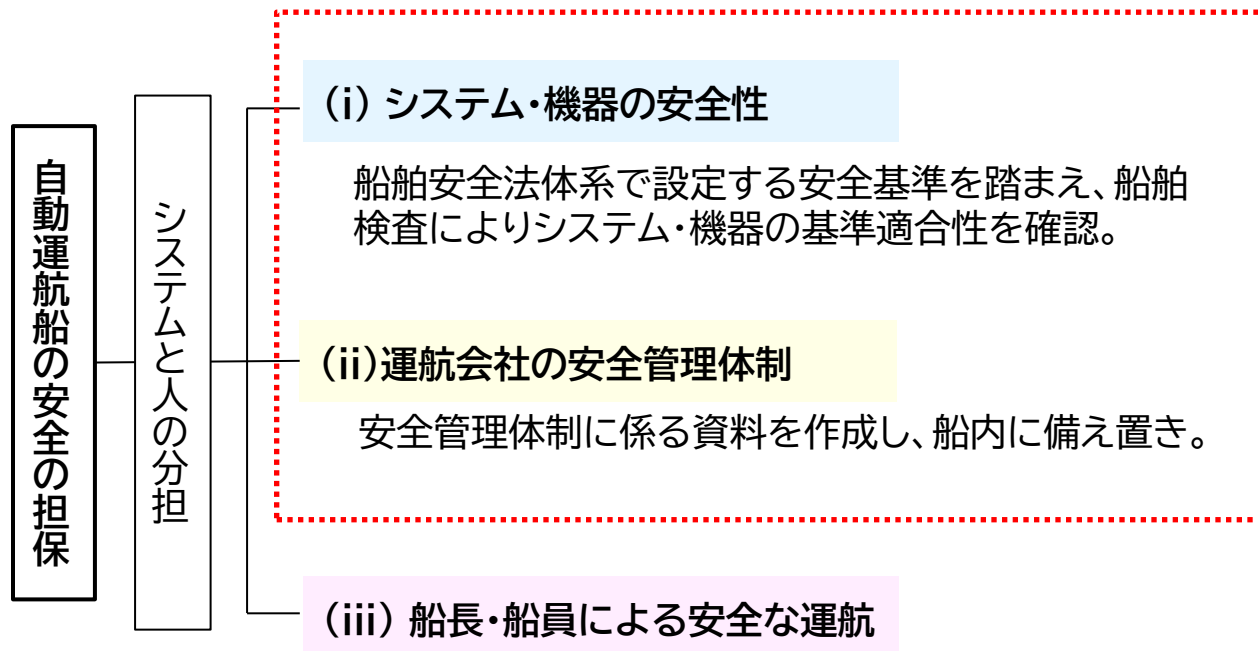


自動運航船安全基準の枠組み

自動運航船の安全の担保の考え方

- ◆ 第3回自動運航船検討会(1/27)にてお示したとおり、(i)システム・機器の安全性、(ii)運航会社の安全管理体制、(iii)船長・船員による安全な運航により、確実に安全が担保されることが不可欠。

本WGへの付託事項



安全基準については、法令への取り入れのため今回WGにおいて最終化し、第4回検討会(4/15)にその枠組みを報告予定

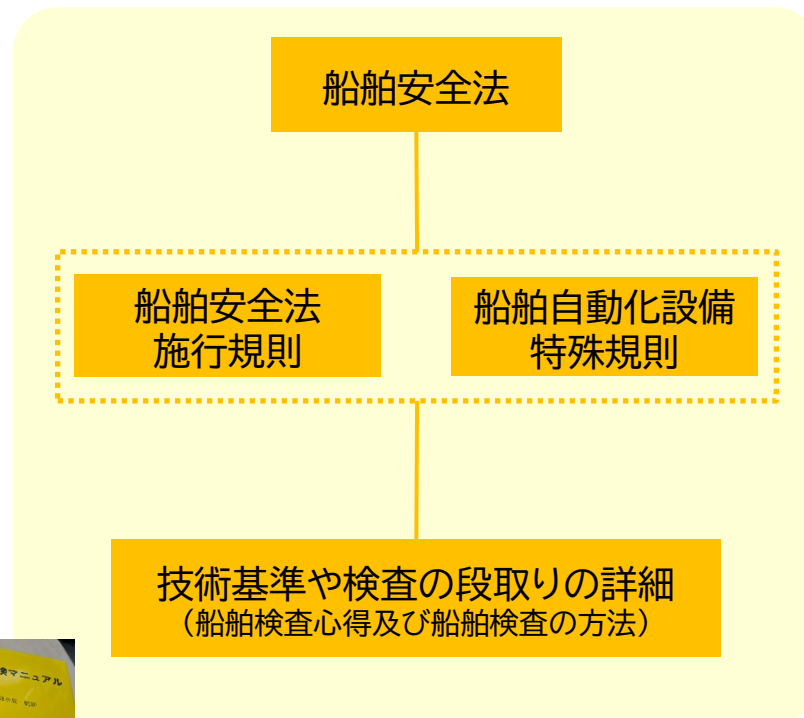
安全管理の実施にあたっては、



- 事業法(内航海運業法、海上運送法)に基づき、事業者は(ii)で定める資料を反映した安全管理規程等を作成し、必要な事項を実施。
- 船員法に基づき、船舶所有者は(ii)で定める資料による船員の教育を実施し、船長は同資料による適切な航海当直を実施。

- ◆ 安全基準・検査WGの議論を踏まえ、自動運航船の安全基準・検査方法を船舶安全法体系に取り入れ予定。
- ◆ 自動運航システムの位置付けと機能要件を先行して省令に定めるとともに、詳細な安全基準・検査方法については船舶検査心得及び船舶検査の方法にて定める。

船舶安全法体系における位置付け



STEP 1

船舶安全法体系の省令において、自動運航システムの位置付けと機能要件を定める。

※ 3月下旬よりパブリックコメント(意見公募手続)を実施のうえ、6月上旬に改正省令の公布・施行を想定。

STEP 2

自動運航船の詳細な安全基準や検査方法について定める。

※ 第5回自動運航船検討会に報告し、とりまとめを行い、MEGURI実証船の検査体制を整備予定。